# 生活維持型訪問介護

# 重要事項説明書

下松市介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業(訪問型サービス)(以下「生活維持型訪問介護」という)に基づいて、当事業所があなた(又はあなたの家族)に説明すべき事項は、次のとおりです。 (令和5年4月1日現在)

## 1. 事業者

事	業	者	の	名	称	社会福祉法人 幸洋福祉会
主たる事業所の所在地					E地	下松市大字来巻944番地の1
法	人 種 別		別	社会福祉法人		
代	表	者	の	氏	名	理事長 中島洋二
電	Č	舌	番		윰	0833-47-1220

## 2. 事業所

事	業所	i の	名	称	松寿苑ホームヘルパーステーション
事	業所	の所	在	地	下松市大字来巻944番地の1
都道	前府県知	印事指	定番	号	山口県3570701205号
管	理	者	:	名	亀 山 雄 樹
電	話	番		믕	0833-47-0753
F	А	Χ	番	믕	0833-47-1229

## 3. 当事業者が併せて実施する事業

事 業 (	カ	都道府県	知事の指定	利用
種	領	指定年月日	指定番号	定員
特別養護老人ホーム	4	平成12年4月1日	山口県 3570700173 号	70名
短期入所生活介記	蒦	平成12年4月1日	山口県 3570700173 号	10名
通 所 介 🔝	蒦	平成12年4月1日	山口県 3570700082 号	35名
居宅介護支援事業	業	平成12年4月1日	山口県 3570700033 号	

## 4. 当事業所の事業目的と運営方針

	事業目		ńΔ	要支援状態およびそれに準ずる状態(事業対象者等)にある	
	<b>₽</b>	未		הם	高齢者に対し、適切な生活維持型訪問サービスを提供する。
					1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に
					応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排
					せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、
	運	営	方	針	利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並び
				に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	
					2. 市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、
					その他保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者

との連携に努める。
-----------

## 5. 当事業所の営業日及び営業時間

				祝日を含む月曜日から日曜日までとする。				
営	営業			但し、12月30日から1月3日まで並びに天災その他やむ				
				を得ず業務を遂行できない日を除く。				
営	業	時	間	8時30分から17時30分まで				
±± ↓3→+B/±0+BB				ケアプランの定める時間帯であれば、いつでも対応するもの				
"	サービス提供時間			とする。(原則として8時から19時)				

## 6. 通常の事業の実施地域

実 施 地 域 下松市

# 7. 当事業所の職員体制

						従	業	1 の			X			分				
従	業	者	の	職	種	員		数		常	勤			非常	常 勤		職	種
									専	従	兼	務	専	従	兼	務		
管		理	2		者			1名			,	1名					施設	長
サー	サービス提供責任者					1名		1名							介護	福祉		
																	士	
訪	問	ſì	ì	護	員			4名		1名		2名		1名			介護	福祉
																	士	

# 8. 当事業所の主な職種

職	勤 務 体 制
	勤務時間: 8時30分から17時30分まで
   管理者	1. 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。
	2. 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命
	令を行います。
	勤務時間:8時00分から17時00分まで
	勤務時間:8時30分から17時30分まで
	勤務時間:10時00分から19時00分まで
	1. 生活維持型訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行
	います。
	2. 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意
サービス提供責任者	を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。
	3. 生活維持型訪問サービスの実施状況の把握及び訪問介護
	計画の変更を行います。
	4. 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管
	理を行います。
	5. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に
	把握します。

	6. 居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり
	把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の
	心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行
	います。
	7. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事
	業者と連携を図ります。
	8. 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を
	指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達
サービス提供責任者	します。
	9. 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。
	10. 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実
	施します。
	11. 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施しま
	す。
	12. その他サービス内容の管理について必要な業務を実施
	します。
	勤務時間:8時00分から17時00分まで
	勤務時間:8時30分から17時30分まで
	勤務時間:10時00分から19時00分まで
	1. 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な生活維
	持型訪問サービスを提供します。
   訪問介護員	2. サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けること
	で介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサー
	ビス提供します。
	3. サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービ
	ス提供責任者に報告を行います。
	4. サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝
	達を受けます。

# 9. 当事業所の職員の順守事項(運営規程第9条抜粋)

				1.	本所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た
					利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。なお、本
					所は本所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又
					は家族の秘密を保持させる為に、職員でなくなった後に
秘	密	保	持		おいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇
					用契約の内容とする。
				2.	本所の職員は、サービス担当者会議等において、利用者
					の個人情報を用いる場合にはその利用者の同意を、利用
					者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、

あらかじめ文書により得るものとする。

#### 10. 当事業所の提供するサービスの概要

(1)提供するサービスの内容について

サー	ビス区	分と種	種類	サービスの内容					
				利用者に係る居宅介護支援事業者が作成したケアプランに基					
計即	   訪問介護計画の作成 			づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、					
미미				援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護					
				計画を作成します。					
生	買	61	物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。					
活	0/5		理	利用者の食事の用意を行います。					
援助	掃		除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。					
即	洗		濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。					

## (2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### (3) 保険給付として難しい行為

次にあげるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為
  - •「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃等
- 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

## 11. 利用料等

(1) それぞれのサービスについて、料金は次の通りです。

サービス名称	サービスの内容	ご利用者様負担額						
りっこ人名称	サービスの内台	1割	2割	3割				
生活維持型	事業対象者•要支援							
訪問サービス	1•要支援2	823円	823円	823円				
費(Ⅰ)	(週1回程度)							
生活維持型	事業対象者•要支援							
訪問サービス	1•要支援2	1,644円	1,644円	1,644円				
費(Ⅱ)	(週2回程度)							
生活維持型	事業対象者•要支援							
訪問サービス	1•要支援2	2,609円	2,609円	2,609円				
費(Ⅲ)	(週3回程度)							

- ※自己負担については、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載され た負担割合を乗じた額とする。
- ※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ケアプラン及び訪問介護計画に位置づけられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、ケアプランの変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※利用者が事業対象者・要支援認定を受けていない場合又は利用者の居宅サービス計画が 作成されていない場合には、この利用料金の金額を一旦お支払い頂きます。
  - この場合、事業対象者・要支援認定を受けられた後又はケアプランを作成された後に、自己負担額を除く金額が介護保険給付費から払い戻しされます。(償還払い)なお、償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を当事業所から交付します。
- ※介護保険給付費体系(上記の表の金額)は、変更される場合があります。

#### (2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

#### (1割負担を適応する場合)

各	種	カD	算		自	2	負	担	額		
初		加	算	初回のみ	200F	9					
介護職員処遇改善加算Ⅰ			サービス和	可用料金0	013.	7パ-	-セント	`			
介護	職員	等特定	処遇	サービス和	可用料金0	04. 2	2パーt	2ント			
改	善	加算	${\rm I\hspace{1em}I}$								

- ※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した生活維持型訪問サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら生活維持型訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が生活維持型訪問サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の 取り組みを行う事業所に認められる加算です。

#### (3) その他の費用

	介護保険給付費の支給限度額を超えて当サービスを利用さ			
介護保険支給限度額を超	れる場合は、介護保険給付費相当額(10割額)を、利用			
えたサービス利用	者の自己負担とさせて頂きます。			
+	利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は発生しませ			
キャンセル料 	h.			
司母の際アル	利用者に提供したサービスの記録の謄写を求められた場合			
記録の謄写代 	には、その謄写に要した実費相当額をお支払い頂きます。			
サービス提供に当たり必	利用者の別途負担となります。			
要となる利用者の居宅で				
使用する電気、ガス、水				
道の費用				
通院・外出介助における	実費相当を請求いたします。			
訪問介護員等の公共交通				
機関等の交通費				

#### (4)介護保険対象外訪問介護サービス

介護保険の対象とならない家事や外出、入院時のお世話などを行う自費サービスです。内容などにつきましては、その都度お問い合わせください。

サービスの種類	利 用 時 間	利 用 料
生活支援サービス	15分毎	606円
主治文族サービス	30分毎	1,212円

#### 12. 利用料金の支払方法

- (1) 当事業所では、当サービスご利用の都度、提供しましたサービスの内容を示す「サービス提供明細書」をお渡しし、翌月「請求書」を送付致します。 この請求書に記載した金額を、その月(サービスご利用の翌月)20日に、ご指定
- (2)上記のとおり、通帳自動引落の方法を原則としておりますが、利用者の希望に応じ、 口座振込又は現金払いの方法も承ります。この場合には、担当職員にお申し付け下 さい。

#### 13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

の通帳より自動引落する方法にてお支払い頂きます。

虐待防止に関する責任者 管理者 亀山雄樹

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・ 同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 14. 当事業所の苦情受付体制

(1) 苦情受付窓口

	受付担当者 副	施設長田	3村則子
	連絡先電	話番号	0833-47-0753
受付窓口	F.	AX番号	0833-47-1229
	※緊急の場合以	外は、月~	金曜日の午前8時30分から午後5時30
	分までにご連絡	下さい。	

#### 当法人の苦情解決第三者委員

〇三浦紘一郎

〒744-0031 下松市花岡浴312-4 (0833-43-1758)

○浅原郁子

〒744-0028 下松市藤光町1-8-2 (0833-44-8536)

〇山田千鶴子

〒744-0061 下松市城山町15-8 (0833-41-3384)

#### 当事業所以外の苦情受付機関

〇下松市役所 介護保険係

〒744-8585 下松市大手町3-3-3 (0833-45-1831)

○山□県国民健康保険団体連合会

〒753-8520 山口県朝田1980-7 (083-995-1010)

〇山口県福祉サービス運営適正化委員会(福祉サービス苦情解決委員会)

〒753-0072 山口市大手町9-6

ゆ~あいプラザ山口県社会福祉会館2F

(083 - 924 - 2837)

#### (2) 苦情処理手順

	苦情受付担当者は、利用者からの苦情は随時受け付け、受付
苦情の受付	に際し苦情の内容等を書面に記録し、その内容について苦情
	申出人に確認する。
	苦情受付担当者は、受け付けた苦情は全て苦情解決責任者及
苦情の報告・確認	び第三者委員に報告する。但し、苦情申出人が第三者委員へ
	の報告を明確に拒否する意志表示をした場合を除く。
	苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努
苦情解決に向けての	める。その話し合いにおいて、苦情申出人は第三者委員に助
話し合い	言又は立ち会いを求めることができるものとし、苦情解決責
	任者もまた同様とする。
	苦情解決の記録・報告は次により行う。
	① 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と
	結果について、書面に記録する。
苦情解決の記録	② 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第
及 び 報 告	三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
	③ 苦情解決責任者は、苦情申出に改善を約束した事項につい
	て苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後報
	告する。
解決結果の公表	苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、解決結果
	を事業報告書等において実績を掲載し、公表する。
解決困難な苦情の	解決困難な苦情の解決は、山口県福祉サービス利用者援助事
対 応	業等運営適正化委員会に委ねる。

#### 15. 緊急時の対応

生活維持型訪問サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに主治医又は当事業所の協力医療機関への連絡を行う等の必 要な措置を講ずるものとする。

## 16. 事故発生時の対応・損害賠償

## (1) 事故発生直後の対応

	事故の発見者は、利用者の状態(意識・呼吸・脈の有無・顔
利用者の状態確認	色、怪我の有無及び程度その他)を確認するとともに、利用
	者の生命又は身体の安全を最優先して、必要な臨機の処置を
	取る。
責任者への連絡	管理者に事故の発生を速やかに報告し、以後職員は管理者の
	指示に従う。
	管理者は、管理者自ら又は業務責任者を通じて、事故に係る
家族への連絡	利用者の家族に連絡し、利用者の様態その他その時点で明ら
	かになっている範囲での事故の状況を説明する。
	管理者は、必要に応じて、管理者自ら又は業務責任者(苦情
	受付担当者)等を通じて、次の関係者に報告する。
関係者への報告	① 理事長
	② 利用者の契約居宅介護支援事業所
	③ 山口県及び市町村介護保険担当課

## (2)事後処理

– –					
	業務責任者(苦情受付担当者)及び事故の発見者は、事故の				
事故報告書の作成	態様・概況・対応・原因分析等を記載した事故報告書を作成				
	し、管理者に報告する。				
家族への事故の	管理者及び苦情受付担当者は、事故報告書に基づいて、利用				
	者の家族に事故に至った経緯その他の事情など事故の詳細を				
詳細報告	説明する。				
	管理者は、事故報告書に基づいて、事故に至った経緯その他				
田市巨へのお生	の事情など事故の詳細並びに利用者本人及びその家族の申し				
理事長への報告	立てについて理事長に報告の上、以後の処理方針に関する指				
	示を仰ぐ。				
↑ 誰 市 払 ヱ 咛	管理者は、理事長の指示のもと、介護事故予防対策委員会を				
介護事故予防	招集し事故の原因に応じて今後の再発防止対策並びに今後の				
対策委員会の開催	事後処理を検討する。				
	本所は、本所の訪問介護サービスの提供により、利用者に賠				
	償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。				
損 害 賠 償	加入保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社				
	保険代理店 有限会社 ケーアンドケーほけん企画				
	TEL 0834-33-3006				

# 17. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 18. 感染症の発生及びまん延時の対応について

し. 心未述り元上次しる。	, v.e.s, v., d, i.e. v. c
	①サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認めら
	れる場合には、かかりつけ医など、地域の身近な医療機関へ
	の相談や受診を行うよう促す。
	②居宅介護支援事業所等と連携し、感染防止策を徹底する。
(1)日頃の対応や感	※基礎疾患を有する者等は勤務上の配慮を行う。
染症対策の徹	④サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロン
底	の着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底する。
	⑤事業所内でもマスクを着用する等、感染の機会を減らすため
	の工夫を実施する。
	⑥発熱のある利用者については、担当職員を分けて対応や、最
	後に訪問する等の対応をする。
	①かかりつけ医等、身近な医療機関に電話相談、土日・夜間の
	場合等の相談する医療機関に迷う場合には、相談センターに
	電話・相談する。
	②情報共有•報告等
(2)感染が疑われる	速やかに管理者等に報告し、事業所内で情報共有する。指定
症状が見つか	権者、家族、主治医、居宅介護支援事業所等に報告する。
った場合(管理	③消毒•清掃等
者が判断)	利用した共用スペースや静養室、トイレ等の消毒・清掃につ
	いて保健所の指示で対応する。その他の対応については下記
	のとおりである。
	• 疫学調査への協力等
	・保健所が行う調査への協力。
	• 居宅介護支援事業所への連絡。
	①情報共有•報告等
	速やかに管理者等に報告し、事業所内で情報共有する。指定
	権者、家族、主治医、居宅介護支援事業所等に報告する。
(3)感染者が発生し	②消毒•清掃等
た場合	利用した共用スペースや静養室、トイレ等の消毒・清掃につ
	いて保健所の指示で対応する。
	③疫学調査への協力等
	利用者のケア記録や面会者の情報を提供する

# 19. 協力医療機関

医療	機 関	の名	称	医療法人 成幸会(下松病院)
院	長		內	中島洋二
所	f 在		地	下松市新川2丁目1番1号
電	話	番	예	0833-41-2727

診	療	科	内科、リハビリテーション科
入	院設	備	有り

#### 20. 当事業所の生活維持型訪問サービスを利用いただく上での留意事項

- (1) 訪問介護計画の作成を担当する職員は、久田 昌子です。 サービス内容の変更、追加等のご希望がありましたら、ご連絡下さい。
- (2) 要支援状態区分の変更の認定を受けられたときは、当事業所にご連絡下さい。
- (3) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者や市町村への連絡、助言をおこないます。
- (4) 保険給付の範囲外のサービス利用を当事業所で希望される場合は、別途契約に基づ く介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供す ることは可能です。

なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となる ことから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助をお こないます。

#### 重要事項説明書の年月日

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	В
説明者氏名				

本書2通を作成し、利用者、施設が1通ずつ保するものとします。

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 〒

氏 名

(代理人または家族代表者)

住 所 〒

氏 名